

自動運転実証実験の連携パートナー 公募要領
(公募型プロポーザル)

1. 連携パートナーの公募 (目的・概要)

- ・神戸市では、新たなテクノロジーの導入による地域の活性化や魅力向上、将来の公共交通の運転手不足への対応や交通手段の確保のため、事業者とともに自動運転の実装に向けた実証実験に取り組みます。
- ・将来的な自動運転車両による移動サービスの実装を目指し、国費(地域公共交通確保維持改善事業費補助金(自動運転社会実装推進事業))に応募し、実証実験を進めるにあたり、下記のとおり連携するパートナーを募集します。

2. 公募のテーマ

- ・以下3つのテーマ(2エリア・1課題)から1つを選択し、提案すること。

【エリア指定型(2エリア)】

・A.神戸空港と新神戸駅間における自動運転

国際化する神戸空港から広域交通拠点の新神戸駅を結ぶ南北アクセスにおいて、将来的に自動運転車両が走行することで持続可能なバス路線の構築を目指す。

・B.六甲山・摩耶山上における自動運転

六甲山・摩耶山の交通のあり方検討会の報告書を踏まえ、六甲山・摩耶山上における山上交通の充実を図り、持続可能なバス路線の構築を目指す。

【課題指定型(1課題)】

・C.将来的な地域公共交通の自動運転

周辺道路が狭隘な住宅地で運行している地域コミュニティ交通等の将来的な自動運転化を図り、持続可能な地域公共交通の構築を目指す。

3. 応募資格

- ・以下の条件をすべて満たす事業者または共同事業者であること。

- ①将来的にレベル4自動運転技術を提供することが見込まれる事業者であること。または共同企業体を結成する場合は将来的にレベル4自動運転技術を提供することが見込まれる事業者が参画すること。なお、国費申請のスキームと連動するものではない。
- ②3つのテーマのうち1つを選択していること。同一の事業者または共同事業者が複数のテーマに応募することは認めない。
- ③共同事業者の場合、これに含まれる同一事業者が複数のテーマに応募することは原則として認めない。ただし、同一事業者が複数のテーマに参画することで、それぞれのテーマの自動運転の実装において相乗効果が見込まれる場合はこの限りではない。この場合は提案書にこの旨を記載すること。

④次に掲げる条件のいずれにも該当しないこと。

- ア) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続き中である団体でないこと。
- ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体、その他「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」(平成 22 年 5 月市長決定) 第 5 条各号に該当する団体でないこと。
- エ) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- オ) 団体、代表者が国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む））又は神戸市税を、滞納又は未申告である団体でないこと。
- カ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- キ) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けている団体でないこと。
- ク) その他本実証実験の連携パートナーの対象としてふさわしくないもの。

4. 応募手続き等

(1) スケジュール

2025 年 2 月 17 日（月）	公募開始
2025 年 3 月 5 日（水）	参加申請関係書類の提出期限 質問票の提出期限
2025 年 3 月 11 日（火）	質問に対する回答
2025 年 3 月 18 日（火）	提案書の提出期限
2025 年 3 月 19 日（水）	プレゼンテーション審査
2025 年 3 月 24 日（月）	事業者の決定

(2) 参加申請

①提出先

神戸市都市局交通政策課

②提出期限

2025 年 3 月 5 日（水）

③提出書類

【共通・必須】

ア) 参加申請書（様式第 1 号）

イ) 会社概要 (様式自由)

【神戸市の入札参加資格がない場合】

ウ) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書 (様式第2号)

エ) 法人登記簿謄本 (提出日から起算して3か月以内に発行された正本))

オ) 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書 (直近1年分、写しでも可))

※共同企業体の構成員で神戸市の入札資格がない者も提出すること。

※滞納がないことを納税証明により証明すること。

※当該市町村にて上記様式がない場合は各市町村税の納付を証する証明書様式にて提出すること。

【共同企業体を結成する場合】

カ) 共同企業体結成届出書 (様式第3号)

④提出方法

- ・郵送、持参のいずれかとする。郵送の場合は、簡易書留等、配達記録が残るものによること。
- ・持参による場合は、神戸市の休日を定める条例 (平成3年3月条例第28号) 第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時

⑤参加資格の喪失

- ・参加申請書類の提出後、申請者が次のいずれかに該当するときは、参加資格が喪失する。なお、プレゼンテーション審査の実施後に、評価点が最も高い事業者が次のいずれかに該当することが発覚したときは、評価点の次点の事業者を本事業の連携パートナーとして繰り上げることとする。
 - ア) 本書3の資格要件を満たさないことが発覚したとき。
 - イ) 本書4 (2) 参加申込に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(3) 質問の受付

①提出先

神戸市都市局交通政策課

②受付期限

2025年3月5日 (水)

③質問方法

質問票 (様式第4号) に記載し、電子メールで提出

④質問への回答

- ・本事業に係る質問等に関しては、参加資格を有するすべての事業者に対して2025年3月11日 (火) までに電子メールによる回答を行う。
- ・なお、参加資格の確認など、回答することで他の事業者が不利にならない事項について

はこの限りではない。

- ・評価及び審査に関する質問には回答しない。
- ・同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。

(4) 提案書の提出

①提出先

神戸市都市局交通政策課

②提出期限

2025年3月18日(火) 正午まで

③提出書類

ア) 企画提案書提出書(様式第5号)

イ) 企画提案書(様式第6号)

④提出方法

- ・電子データ(Adobe PDF)にて提出
- ・提出時は必ず担当者宛へ受信の確認を行うこと。

⑤企画提案書について

様式第6号

- ・必要に応じて自由様式(A4サイズで印刷可能なもの)にて資料の追加可能。ただし、追加は5枚以内とする。
- ・必ずページ番号を付記すること。

5. 連携パートナーの選定

(1) 選定方法

- ・提案書に基づくプレゼンテーション審査を実施する。
- ・プレゼンテーション審査については、選定委員会が評価基準に基づき3つのテーマ(2エリア・1課題)ごとに行い、その意見を受けてテーマごとに1の事業者または共同事業体を選定する。
- ・審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、選定委員による多数決により決定する。
- ・60点(満点の6割)を最低基準点とし、60点未満の者は失格とする。

①プレゼンテーション審査の日時・場所

ア) 日時 2025年3月19日(水)(予定)

イ) 場所 神戸市都市局会議室(予定)

②プレゼンテーションの方法

- ・提案書によるプレゼンテーション
- ・モニターは使用可能。追加資料の配布は不可。

※申請者多数の場合には、プレゼンテーション審査に先んじて、企画提案書の内容に基づき書類審査を実施する場合がある。

※詳細は改めて申請者に連絡する。

(2) 評価基準

項目		評価基準
将来像		将来の自動運転レベル4の実装に向けて、実現性があり持続可能である移動サービスを具体的に描かれているか 提案内容が公募の目的やテーマに合致しているか
事業内容	運行場所 ルート・内容	実現性があり将来に渡り持続可能なエリアおよびルートを設定しているか 実現性のある実証実験の内容となっているか
	車両・ 技術面	汎用性が高く、多様な走行環境で将来的にレベル4の実現を目指す前提をしているか
	安全性・ 社会受容性	乗客と周辺歩行者や車両の安全性を確保することを目的に、適切に計画されているか 自動運転に対する理解や自動運転の利用促進など、社会受容性の向上への取り組みが具体的に計画されているか
	事業実績	類似の事業実績がある 業務の実施に必要な知識、ノウハウ、経験を有しているか
	収支	将来に渡っての持続可能な収支計画を設定しているか
実施体制・スケジュール		事業実施に十分で実現性のある実施体制や連携先と、適切なスケジュールが計画・設計されているか
付加価値の提案		具体的かつ実現性のある、地域課題の解決、地域の活性化への寄与、移動以外のサービス（MaaS）との連携等であるか 同一事業者が複数のテーマに参画する場合は、具体的な相乗効果が期待できるか

(3) 選定結果の通知及び公表

- ・評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の参加者の総得点を掲示する。

(4) 失格事項

- ・次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
 - 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

- イ) 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ) 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ) 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

6. 提案内容

(1) 将来像

- ・将来的に目指す移動サービスの内容

(2) 実証実験

- ・運行場所やルート
- ・運行内容等
- ・自動運転車両の特徴
- ・安全確保策
- ・社会受容性確保策
- ・事業実績
- ・収支計画

(3) 体制・スケジュール

- ・実施体制や連携する事業者や団体とその役割
- ・実証実験のスケジュール及び実装に向けたロードマップ

(4) その他

- ・付加価値の提案

7. 連携パートナー選定後について

- ・自動運転の実証実験の実施にあたっては、2025年度神戸市一般会計予算の成立及び国庫補助金の採択を前提に行うものとする。
- ・提案内容については、そのまま国への応募書類へ記載するものではなく、神戸市との調整を経て、国への応募書類を作成していく。
- ・選定された連携パートナーは、今後、国の自動運転に関する応募に向け、事業内容の調整、各種資料作成、関係機関調整等の準備作業について、神戸市と連携しながら実施するものとする。実証実験に関する調整が不調となった場合は、国への応募や実証実験は行わないものとする。なお、これらに対する対価の支払いは発生しないものとする。

8. 提案に要する費用、条件等

- ・本公募への応募や、企画提案書の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- ・採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の

正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

- ・すべての企画提案書は返却しない。
- ・提出された企画提案書は、審査・連携パートナー選定の用以外に申請者に無断で使用しない(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。
- ・期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ・参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

9. 問い合わせ先

神戸市都市局交通政策課

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル6階

電話番号：078-891-6444

メールアドレス：kikaku_kotsu@city.kobe.lg.jp

担当者：村田、横山